

同行援護の実施体制の確保について

1 同行援護の概要

(1) 同行援護とは

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(障害者自立支援法第5条4項)

施行日：平成23年10月1日

(2) 同行援護のサービス内容

外出時における以下の支援を対象とする。

- ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(3) 同行援護の対象者の基準

○身体介護を伴わない場合

- ・障害程度区分に関係なく「同行援護アセスメント票」の基準を満たす者

○身体介護を伴う場合（以下の全てを満たす者）

- ・「同行援護アセスメント票」の基準を満たす
- ・障害程度区分が2以上
- ・障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」について一定の基準を満たす

2 制度に係る政省令の制定状況

平成23年6月20日付け通知で事業内容、対象者、事業者の指定要件、報酬等について案を提示。

今後、パブリックコメント（7月27日～8月25日）を経て政省令及び告示が制定される予定。

3 本県の準備状況

居宅介護事業の指定を受けている事業者は、同行援護事業の要件を満たしているため、現在指定を受けている居宅介護事業所（約900）に対して、同行援護の指定申請を案内する通知を本年9月初旬に送付予定。その後、指定を希望する事業者を書類審査し、10月1日付けで指定を行う。

4 経過措置

10月以降も同行援護サービスを十分提供できない地域では、引き続き、地域生活支援事業の移動支援サービスを利用できる。

【参考：平成23年6月20日付け厚生労働省通知より】

制度施行時において、地域によって同行援護の体制整備が十分でない場合にあっては、地域生活支援事業を柔軟に活用し、移動に支援を要する者へのサービスの停滞がないように配慮を依頼する旨を周知する予定。

◆同行援護事業者の指定要件(案)

○同行援護事業の従業員の数、管理者等に係る基準

→指定居宅介護事業者に係る基準を準用

○同行援護従業者の資格要件（①②③のいずれかに該当する者）

①同行援護従事者養成研修（一般課程）を終了した者

※居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従事者養成研修（一般課程）の終了者とみなす経過措置あり（平成26年9月30日まで）

②居宅介護の従業者要件を満たす者であって、1年以上の視覚障害に関する実務経験（直接処遇に限る。）を有する者

③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者等

